

空き家に関することは何でもお気軽にご相談ください

# 空き家相談窓口

☎ (052) 253-5031

(空き家相談窓口専用ダイヤル)

空き家を  
なんとかしたい

売れる？

どうやって**管理**  
すればいいの？

貸せる？



解体するのに  
いくらかかる？

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日に施行されました。



公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部

## 空き家相談窓口について

(公社)全日本不動産協会愛知県本部は、空き家を所有および管理している皆さまが抱える様々な問題について、また、空き家の適正管理や活用(賃貸・売買)若しくは解体に至るまでの様々な問題についての相談をお電話にて無料で受け付ける空き家相談窓口を開設しております。愛知県本部所属の登録会員(宅地建物取引業者)が皆さまの相談にご対応いたしますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

法律関係や税に関する相談につきましては、専門家団体をご紹介します。



支部名	区	域
名東支部	千種区、名東区、守山区、瀬戸市、尾張旭市、長久手市	
名西支部	中村区、中川区、港区、一宮市、稲沢市、津島市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛鳥村	
名南支部	昭和区、瑞穂区、南区、緑区、天白区、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、愛知郡東郷町、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡南知多町、知多郡美浜町、知多郡武豊町	
名北支部	東区、北区、西区	
中央支部	中区、熱田区	
尾張支部	春日井市、犬山市、小牧市、岩倉市、江南市、北名古屋市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、西春日井郡豊山町	
三河支部	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、額田郡幸田町、みよし市、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村	



公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目15番8号 全日愛知会館

☎ (052) 253-5031

(空き家相談窓口専用ダイヤル)

月曜日から金曜日(祝日及び協会の休業日除く)

午前10時から午後4時までお電話を受け付けます



マスコットキャラクター  
ラビーちゃん